

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄の諸制度, 沖縄復帰準備委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43399

関税法の適用

(大蔵主管)

秘
無
期
限

条約課
法規課

木保長

アメリカ局
米本局
北米第一課

沖縄復帰に伴う方法措置について
大蔵省関税局の準備状況聴取について

45. 10. 22
北米第一課(途中)

本22日(木)午後法制局における本件聴取が
行われたこと。特に問題点はなかったが、要
点次のとおり。

1. 出席者

法制局：荒井才三部長、系参考官(才三郎)

水口、畑田両参考官(才三郎)

大蔵省：白鳥参考官(関税局)他

2. 沖縄と本土一体化に伴う関税上の問題点
(白鳥参考官の説明、別添1参照)

(1) 沖縄の本土復帰に伴う関税率の一体化

については、関税率としては復帰時に本土法
に適用する方針であるが、島内産業の保護、

観光対策との関係において、止むを得ない理由
により税率の一体化が困難なものには、別途

検討を要すると考えている。なお、物価の観
点から関税率と操作を考慮している。

(2) 関税一体化の影響を受けものは、パン
缶詰、食肉加工、ウイスキー、ビール、菓子等

(別添2参照)であるが、特に影響の大きい
品目は輸入の30%を占めているパン缶詰

であり、砂糖輸入の免税がなくなるので、
生産コストは6%上昇が見込まれる。

(3) 山中総督長官の自由貿易地域構想に

ついては、観光振興、工業誘致という2つ

この項は、外務省の資料に
記載されている。

の観点から求められたことであることあり、
関税局としては前者に依りては現地の要する

強いのを、免税(払い戻し)シツプ方式(3年を4
年の期間を限り指定品目の免税を認め、その

方法としては免税品、販賣店を指定し、業者は
観光客等に對し指定品目を税込みで販賣し、

指定品目の購入者は沖縄又は本土で指定さ
れた場所「空港等」で購入品の輸入税の

払い戻しを受ける)を認めてもらふことである。
また、工業誘致の観点から自由貿易地域を設

置た問題については、沖縄の労働、電力、工業用
水等の諸問題があることあり、これながら、現在

沖縄自由貿易地域が設けられている工物の原料
が殆んど本土の原料物であること、これが利用と

れは可能性は大きいといえる。

3. 当省関税課としては、(1) 観光客貨物の免税の適用
に付 あり等

(免税率法計16条の適用) (2) 復帰前上乗率特
別加輸入品の物品の免税品扱い(観光客等)

の適用に伴う関税法臨時特例法の適用)等が
考案された。(別添3の9頁及び15頁参照)
指稿上

以上の他、沖縄復帰に伴う関税関税法令
の適用に際しては、経過措置として

これは別添3参照。

本土法と沖縄法の相違点

及び

経過措置

外務省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 霞が関(580)3311番

郵便番号 100

参考資料

本土法と沖縄法の主要相違点

(大蔵省関税局 45.10)

区 分	関税法 (本土)	税関手続法 (沖縄)
一、概要	関税の確定、納付、徴収及び輸出入貨物に対する税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めたるもの。	輸出入貨物についての税関手続の適正な処理を図ることを目的とし、関税に関する税法としての部分がない。輸入貨物に対する消費税(実質的には本土の関税。品目によっては、内国消費税に相当する部分を含む。)に関する事項は、物品税等の個別の税法において定められている。
二、税額の確定、納付、徴収等		
(1) 課税物件	輸入貨物全般 (3条)	各消費税法に定める特定の貨物で輸入されるもの
(2) 課税物件の確定の時期及び商用法令	明確に規定を設けている。(4条、5条)	相当な規定がない(本土の内国消費税法の考え方においているものと思われる)。
(3) 納税義務者	原則として輸入者 (6条)	保税地域からの引取人
(4) 税額の確定納付等	(1) 確定方式については、申告納税方式と賦課課税方式とに区分 (6条の2)。	(1) 各消費税法においても税額確定についての規定はない。ただし申告、納付及び徴収に関する規定はあり、物品税については賦課課税方式、その他の消費税については原則として申告納税方式をとっているものと思われる。 (注) 砂糖 6条、石油 7条、葉たばこ 10条 酒 17条、嗜好飲料 9条の2、煙草 21条の2 物品税 (9条、10条)
	(2) 税額の確定納付等については、納付申告、修正申告、更正賦課決定等詳細に規定を設けている(6条の2、9条の4)。	(2) 物品税法を除く各消費税法に申告がない場合等の調査、決定の規定はあつたが、特別の規定はない。

区 分	関税法 (本土)	税関手続法 (沖縄)
(5) 担保の種類及び区分	特別の規定がある。	各消費税法及びその規則に概ね同趣旨の規定がある。ただし、種類については、各税法により異なる。
(6) 徴収手続	国税通則法及び国税徴収法準用	租税徴収法準用
(7) 延滞税	一、法定納期限後 年利7.3%、具体的納期限後1月経過の場合 14.6% 二、本税額的全額 2,000円未満及び1,000円未満の端数切捨て 三、延滞税額的全額 500円未満及び100円未満の端数切捨て (12条)	一、指定納期限後1日につき0.04% (年利14.6%) 二、10ドル未満切捨て 三、1ドル未満切捨て
(8) 還付加算金	一、起算日 納付形態により異なる。 二、利率 年7.3%	一、一律に納付の日から起算 二、年14.6% (租税徴収法に規定)
(9) 除債期間及び消滅時効	原則として2年、例外的に5年 (15条~14条の3)	消費税の消滅時効については租税徴収法174条及び会計法29条により5年。

区 分	関税法 (本土)	税関手続法 (沖縄)
2. 船舶及び航空機		
(1) 出港手続	とん税及び特別とん税を納付した後でなければ出港許可をしない。(17条)	とん税等の納付との関係については、明文の規定はない(手続法5条)。
(2) 不開港出入	検査入港は許可不要(20条) (注) 開港の範囲については、政令改正	要許可(8条) (注) 開港9、税関空港1
(3) 船用品又は機用品の積込	外国貨物の積込のみが認められる。 積込申告義務者は積込主たる者(23条)	各消費税法の規定により免税のうち積込主。 積込申告義務者は船長又は機長(11条)
(4) 貨物の授受を伴う航空機と陸地との交通	税関長の許可制	規定なし
3. 保税地域		
(1) 概要	保税地域の種類、外国貿易に対する蔵置、保税地域の許可、取扱いの制限等(29条~62条の7)	保税展示場に関する規定を除き、ほとんど本土法に同じ(17条~49条)。保税地域の指定、許可、取消の権限について、本土は、指定保税地域は蔵置主、又は税関長となっているが、沖縄は、いずれも主務局長の権限となっている。 徴税する場合の庫主責任規定は、輸徴法第5条及び物品税法第13条。
(2) 指定保税工場に対する手続の特例	税関手続の簡素化を図るため、特に指定保税工場の制度が設けられている(61条の2)。	相当する規定がない。

区 分	関税法 (本土)	税関手続法 (沖縄)
4. 保税運送	63条～66条	本土の制度に概ね同じ。なお、租税の保全規定は、それ以外の税法及び輸徴法に規定されている。(50条～53条)
5. 通関	67条～78条	輸入手続については、本土法とほぼ同じであるが、本土法72条(納税と輸入の許可)のよう規定はない。郵便物の納税手続については物品税法(12条)及び輸徴法(4条)に規定している。 許可金引取については、手続のみ手続法で定め、担保の提供は輸徴法(7条)及び物品税法(11条)で規定している。
6. 収容・留置	79条～88条	本土法にほぼ同じ。
7. 不服申立	89条～93条	異議申立については、ほぼ同じ規定になっているが、審査の請求については、消費税の徴収に係る処分に関し審査請求は租税徴収法(167条2項)に規定されているのみである。
8. 雑則	1. 南港、税関空港の港域の指定 (96条) 2. 関税法の規定における月、日についての期間の計算及び期限 (103条の2) 3. 武器の携帯ができる。(104条)	1. 該当規定がない。 2. 該当規定がない。(民法138条～143条) 3. 該当規定がない。

区 分	関税法 (本土)	税関手続法 (沖縄)
9. 罰 則	(1) 禁制品の密輸入犯及び関税ほ脱犯(109条 ~110条)、無許可輸出入犯及びその他の秩序 犯(112条~118条)	(1) 禁制品の密輸入犯については、規定がない。 ほ脱犯については各消費税法で規定している。 酒類消費税法(29条1項)、物品税法(30条1項)、 砂糖消費税法(18条1項)、茶葉輸入税法(22条1項)、 石油税法(23条1項)、(好飲料税法(25条2、1項)) 煙草消費税法(35条の3、1項)等
	(2) 通関業者が虚偽の申告又は書類を提出した場合 通関業者も処罰の対象としている。(113条の2)	(2) 該当規定なし
	(3) 製造用原料免税品、輸出入用原料免税品などに ついて、免税後の譲渡禁止(定率法13条6項等) に反した者に対する処罰規定がある。(112条の2)	(3) 該当規定なし。 ただし、茶葉は輸入税法(23条3号)、石油税法 (24条1項5号)、(好飲料税法(27条1項3号)、 煙草消費税法(37条1項3号)等には用途外使用 に対する罰則規定がある。
	(4) 無許可不申告輸入、虚偽申告等の秩序犯に ついては、重過失による場合まで罰則の対象とし ている。(116条)	(4) 過失の場合にも罰則を科することとしている。(90条) 懲役刑及び罰金刑の軽重は、ほぼ同様である が、若干の差があるものもある。
10. 税関関係手数料関係	(1) 不申告輸入手数料 外国貿易機から定期便については手数料時額(3条)	該当規定なし
	(2) 保税地域許可手数料の軽減 手数料令(以下の項において「令」という。)4条	(1) 輸出入貨物のみ置く保税工庫又は保税倉庫につい ては許可手数料を免除する。(10条) (2) 災害の救援のため寄贈された物品については、手数 料規則を適用しない。(15条)

区 分	関 税 法 (本 土)	税 関 手 続 法 (沖 縄)
	3) 磁気テープの交付手数料 令7条2項	該当規定なし
	4) 製造工場の承認手数料 令8条	該当規定なし
	5) 手数料の予納又は前納 (16条)	予納の規定なし

関税定率法 (本土)	各消費税法 (沖縄)
	物産税法、砂糖消費税法、酒類消費税法、葉たばこ 輸入税法、煙草消費税法、嗜好飲料税法、石油税法
1. 概要	
	関税、消費税 両面の性格を有する。 本土の関税法中の賦課徴収に関する事項、関税定率法に 属する事項及び各内国消費税法に属する事項と、各消費税 課税物品ごとに規定したもの
2 課税標準及び税率	
輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課税。 税率は別表による。(3条)	特定の輸入貨物の価格又は数量を課税標準として 課税。税率は各消費税法で個別に規定している。
3 評価	
c. 1.5 価格 (4条)	各消費税法で個別に規定しているが、内容は大体同じである。 課税価格は c. 1.5 価格で、評価に関し規定はあるが本土 法のように整備されていない。
	1. 物産税法 7条
	2. 酒類消費税法 14条
	3. 葉たばこ輸入税法 9条
	4. 煙草消費税法 18条
	5. 嗜好飲料税法 5条
	(砂糖消費税法及び石油税法は従量税目であるため) 評価の規定はない。

本土法	沖繩法
4 特殊関税制度 便宜関税、税戻税、報復関税、相殺関税等(5条9条の3)	該当規定なし
5 変質、損傷等の場合減税又はもとし税 (10条)	煙草消費税法(18条の2)、酒類消費税法(18条の2) 砂糖消費税法(4条の2)、葉たばこ輸入税法(12条) 物品税法、嗜好飲料税法、石油税法には規定なし
6 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 (11条)	物品税法(16条) その他の消費税法には規定なし
7 主要食糧等の減免税 (12条)	該当規定なし
8 製造用原料品の減免税 (13条)	嗜好飲料税法(12条)
9 無条件免税 (14条)	物品税法(19条1号~6号) (引越貨物、携帯品、商品現本、夏場の熟賞賞杯、再輸入物品等) 砂糖消費税法(4条の3) ⁽¹⁸⁻²⁵⁾ (輸送用の菓子製造用、慈善又は救 じゅうのための寄贈品、携帯品、船(機)用品、外交官用品等)
10 再輸入減税 (14条の2)	該当規定なし
11 外国で採捕された水産物等の減免税 (14条の3)	物品税法(19条) (琉球の船舶により採捕された水産物 及びその製品の輸入は無条件免税)

本土法	沖繩法
12 特定用途免税 (15条1号~9号)	物品税法 (20条1号~11号) 内容はほぼ同様であるが、船(機)用品、外交官用公用品等もこの規定に含まれる。政府市町村用物品についても免税される。 航空機の安全発着用物品は含まれない。 煙草消費税法(20条の3)、嗜好飲料税法(13条) 酒類消費税法(18条の3) (慈善、救恤用の寄贈品、携帯品、船(機)用品、外交官用公用品等) 葉タバコ輸入税法(5条) (農薬用又は見本用等に供するもの。)
13 外交官用貨物等の免税 (16条)	物品税法(20条)、砂糖消費税法(4条の3)、煙草消費税法(20条の3)、嗜好飲料税法(13条)及び酒類消費税法(18条の3)に規定されているが公用品のみが特殊用途免税(砂糖のみ無条件免税)
14 再輸出免税 (17条1号~11号)	物品税法(17条1号~10号) 輸出入貨物の容積及び条約の規定により関税を免除されるもの等の規定はない。
15 再輸出減税 (17条の2)	} 該当規定なし。
16 船舶の建造又は修繕用貨物の免税(18条)	
17 輸出貨物製造用原料品の減税・もとし税(19条)	物品税法(18条)及び酒類消費税法(18条の3)は免税規定、減税又はもとし税制度なし

本 土 法	沖 縄 法
18 課税原料等による製品を輸入した場合の免税 又はもとし税 (19条の2)	} 該当規定なし
19 違約品送達の場合のもとし税 (20条)	物品税法 (22条)
20 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 (20条の2)	} 該当規定なし
21 輸入禁制品 (21条)	
22 審議会関係等 (21条の2~23条)	
23 該当規定なし	砂糖消費税法 (4条の4) 保税地域から引取られる糖蜜で政府の承認を受けた方法 により琉球内で生産された糖蜜と識別できる処置を施 したものについてはこの立法を適用しない。
24 (揮発油税法 16条の2, 地方道路税法 6条)	石油税法 (12条) 石油のうち燈油に該当するものを保税地域から引取る 者が規則で定める手続によりその保税地域の所在地の 所轄税関長の承認を受けたときは、当該引取に係る石油 税を免除する。

とん税及び特別とん税法(本土)			とん税及び特別とん税法(沖縄)		
1. 申告納税方式(5条)			賦課課税方式(1条)		
ス 税率					
	(つど納)	(一括納付)		(つど納付)	(一括納付)
とん税	16%	4%	とん税	4%	12%
特別とん税	20%	6%	特別とん税	5%	15%
3 申告が誤っていた場合及び申告がない場合には 更正、決定等の制度がある。 その他とん税及び特別とん税の納付、及びこれに 担保するためのこまかい規定がある。			申告が誤っていた場合等には、税関長の調査、決定等 により処理する。 手続上の規定は整備されていない。		

通 関 業 法 (本 土)	税 関 貨 物 取 扱 人 法 (沖 縄)
1. 通関業務の範囲 (独占業務)	1. 税関貨物取扱人業務の範囲 (独占業務)
<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 通関手続の代理 (次に掲げる申告、承認の申請から許可、承認までの手続) <ul style="list-style-type: none"> イ. 輸出 (積みもどし) の申告 ロ. 輸入の申告 ハ. 船 (機) 用品積込みの申告 ○ (2) 不届申立ての代理 ○ (3) 税関に対する主張、陳述の代行 ○ (4) 通関書類の作成 	通関代理 税関に対する申告、申請、異議の申立、過誤納金の還付請求その他の事項 (本土法のように限定的でなく、包括的に規定し、その範囲は本土法より広く、その関連業務の一部を含む。)
2. 関連業務 (独占業務以外の自由業務)	2.
貨物の運送手続、搬入手続、執務時国外における貨物取扱の手続	
3. 営業の許可	3.
<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 税関長の許可 ○ (2) 許可の条件 <ul style="list-style-type: none"> イ. 地域限定 ロ. 貨物限定 ハ. 条件としての期限 ○ (3) 許可の基準 <ul style="list-style-type: none"> イ. 経営の基礎 ロ. 人的構成能力社会的信用 ハ. 業務の常給関係 ニ. 通関士の設置 (地方港又は限定貨物の場合を除く。) ○ (4) 登録免許税 3万円 (登録免許税法) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主税局長 (2) 該当規定なし (3) イ. 十分な能力を有すること、ロ. 税関貨物取扱人の有資格者又は有資格者を役員、使用人としておくと。 (4) 身元保証物の提供義務以外は許可手数料等は不要、
4. 業務の規制	該当規定なし
<ul style="list-style-type: none"> ○ (1) 通関士の設置義務 ○ (2) 通関士の審査押印 	

通関業法 (本土)	税関貨物取扱人法 (沖繩)
5. 通関士試験	5. 税関貨物取扱人試験
(1) 受験資格の制限なし	(1) 一定の業務経験又は学歴のある者
(2) 通関士の資格要件 国家試験合格者	(2) 資格要件 イ 試験合格者 ロ 10年以上の税関経歴者 ハ 主税局長による資格認定者
(3) 試験科目 イ 関税法、関税率法その他関税に関する法律、外国為替及び外国貿易管理法 ロ 通関書類の作成要領 ハ 通関業法	(3) イ 税関手続に関する法令の専門的知識 ロ 通関業務上の知識 （本土とは150名程度）
(4) 試験科目の一部免除 イ 通関事務の経験者（5年以上） 前記ロの一科目 ロ 通関事務の経験者（5年以上） 前記イ、ロの2科目	(4) 規定なし
6. 身元保証物の提供、充当等 該当規定なし	6. 税関貨物取扱人についての身元保証物（現金では170万円）の提供義務及び充当規定がある。

<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国に おける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税 法等の臨時特例に関する法律 (本土)</p>	<p>税関手続法等に関する特例法 (沖繩)</p>
<p>1. 法の目的 行政協定を実施するために駐留する合衆国軍隊等 に対して税関行政の根拠法規について所要の制度を定める。</p>	<p>✓ 行政協定はない。本土法に準ずる。 沖繩の特殊な地位に関連して、その特例範囲は 本土法よりかなり広い。</p>
<p>2. 免税特権を有する機関、個人の範囲</p> <p>(1) 合衆国軍隊 (2) 合衆国軍隊の構成員 軍属 合衆国の国籍を有する文民、家族 (3) 契約者等 法人を除き個人及び法人の被用者 (4) 公認調達機関 (5) 単人用販売機関</p>	<p>(1) } 同左 (2) } 軍属 合衆国の国籍を有する文民又は家族 (3) 契約者等 (機関のみに限る) (4) } 同左 (5) }</p>
<p>3. 公用船、公用機についての入港手続の免除</p> <p>(1) 免除の部分 (入港時の作用品目録の提出等 その他)</p>	<p>3 (1) 同左</p>

本 土	沖 縄
(2) 入港手続を要する部分 イ 入港時に付ける入港届 積荷目録、旅客氏名表の提出に關する手続(公用機の場合は、積荷目録及び旅客氏名表を總括して入港届) ロ 本港時における本港届の提出に關する手続等 ハ 不問港出入について税関長の許可を受ける手続 ニ 船舶、航空機と陸地との交通等についての税関長の許可を受ける手続	(2) 入港手続を要する部分 イ 公用船、公用機が税関手続の適用除外の貨物以外のもの又は旅客を積載しているときは、積荷目録及び旅客氏名表の提出に關する手続 ロ } ハ } 前記(1)同様に免除 ニ }
(3) 入港手続についての特例 安全と機密保持のため必要な場合には次の手続を要しない。 前記(ロ)イからハまでの手続	(3) 該当規定なし
4 税関検査の免除貨物 軍部隊の携行品等	税関手続法の商用除外貨物としている。物品の範囲は本法に比べ範囲が広く、邦合衆国軍隊等が物品についても、商用を除外している。

本 土	沖 繩
5 租税の免除	5 租税の免除
(1) とん税、特別とん税	(1) とん税、特別とん税
イ 公用船、免除	イ 同左
ロ 公用船が関税免除の軍用貨物(に揚げるもの)以外の商業貨物を積んでいるとき、軍用貨物との重量比により商業貨物に対応する税額を徴収	ロ 公用船以外の船舶が軍用貨物(前記4の税関手続法適用除外のもの)免除貨物(5(2)の物品税等免除の適用を受けるもの)を積んでいるとき、商業貨物との重量比により軍用貨物に対応する税額を免除
ハ 免除手続	ハ 免除手続
① 公用船証明書提出	① 規定なし
	② 公用船以外の船舶が軍用貨物物品税等免除貨物を積んでいるとき、その旨の証明書提出
(2) 関税の免除	(2) 物品税等免除
輸入品に課される内国消費税(物品税、酒税、砂糖消費税、トランプ類税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税)を含む。	物品税、酒類消費税、砂糖消費税、嗜好飲料税、煙草消費税、石油税
(一) 免税物品の種類	(一) 免税物品の種類
イ 合衆国軍隊、同公認調達機関が輸入する軍用品、公用品	イ } 同左
ロ 軍人用販売機関が輸入する免税特種者に販売する目的の物品	ロ } 同左

本土	沖縄
ハ 米軍に納入するにためる者が輸入する物品	ハ 同左
ニ	ニ 本土法にない次のもの
①	① 米軍が軍人用販売機関に納入する物品
②	② 免税特権者に販売する目的のもの
	③ 契約業者等が米軍との契約に係る諸業務を行なうため直接使用する物品
ホ 免税特権者の引越荷物 携帯品	ホ
ヘ 免税特権者の私用自動車 同部分品	ヘ
ト 免税特権者の私用衣類、家庭用品で、軍郵郵便により郵送されるもの	ト 米本国から送られる免税特権者の私用品、軍郵郵便に限定されない。
(3) 国産品調達の場合の内国消費税の免除 所得税法等の臨時特例に関する法(昭27法111) の定めによる。	(3) 島産品調達の場合の内国消費税の免除 税関手続法等に関する特例法に於いて同時に定め いる。
税目は物品税、揮発油税、地方道路税、石油 ガス税	税目は、酒税、煙草消費税、嗜好飲料税
(一) 免税物品の種類	(一) 免税物品の種類
イ 合衆国軍隊、同公認調達機関に購入する軍需品 公用品	イ 米軍が軍隊、同公認調達機関に納入する物品
ロ 契約者(個人、法人を含む)が軍隊との契約に係る 業務の用に供するため使用する物品、物品税の場合は 政令で定めるものに限る。	ロ 本土法にほぼ同じ。契約者は機関のみ、物品 の限定はない。
ハ	ハ 米軍が軍人用販売機関に納入する物品で免税 特権者に販売する目的のもの

本 土	中 国
<p>(4) 関税免除物品の手入、加工、製造</p> <p>イ 輸入の後、軍納品への向に手入、加工又は原料として製造する場合の作業は税関長が期間を指定して承認し、倉庫工場に於いてしければならない。</p> <p>ロ 承認倉庫、承認工場の制度</p> <p>① 税関職員の時給</p> <p>② 承認手数料の徴収</p> <p>③ 帳簿書類の検査</p> <p>ハ</p>	<p>(4) 原料免除</p> <p>イ 軍納品に係る製造用原料品の免除の規定はあつたが、その作業について税関の監視下には、特別の規定はない。</p> <p>ロ } 規定なし</p> <p>ハ 担保提供</p>
<p>(5) その他</p> <p>イ 軍人用販売機関、日本国内で調運する物品の内、内国消費税は免除されない。</p> <p>ロ 積かきとされた保税工場の製品、内国消費税の免除を受けて輸出された国産品、再輸入される場合も同趣旨から免除されない。</p>	<p>(5)</p> <p>イ 軍人用販売機関、沖縄産品を調運する場合、内国消費税は輸入品同様に免除</p> <p>ロ 同上</p>
<p>6 免税物品の譲渡、譲受の規制</p> <p>横流し防止のため、譲渡の側、譲受の側の両方から規制</p> <p>(1) 譲渡の制限</p> <p>イ 免税特権者(個人)の譲渡申告義務</p> <p>ロ 許可を受けずに譲渡する罪</p> <p>関税法第111条、無許可輸入犯の規定準用</p>	<p>6 免税物品の譲受の規制</p> <p>譲受の側からの規制にとどまる。</p> <p>(1)</p> <p>イ)</p> <p>ロ)</p>

本 土	沖 縄
ハ 犯罪調査処分 関税法の規定、準用通知処分告発権が認め られている。	ハ } 規定なし
ニ 譲渡申告不用の物品	ニ }
① 使用者のもの、1万8千円(50ドル)未満の もの	
② 贈与品で、1万8千円(50ドル)未満のもの	
(2) 譲受の規制と徴税	(2) 譲受の規制と徴税
イ 譲受を輸入とみなし、関税法、内国消費税法 の規定適用	イ 譲受を輸入とみなし、税関手続法、物品税 等に關する法律の規定の適用
ロ 譲受に係る物品の税額、確定賦課課 税方式	ロ 規定なし
ハ 輸入の許可を受けずに、譲受した場合一方的 に調定、告知をし、関税内国消費税を徴収、 国税徴収の例による	ハ }
ニ 無許可譲受物品を更に譲受した者 連帯納税義務を負う。自動車、その他政令 で定めしものに限る。	ニ }
*ホ 保税地域への強制搬入 無許可譲受物品、他法令の規定により、輸入 に關する許可、承認等要する物品、輸入許可しな い物品に限る。	ホ }

本 土	沖 縄
ハ 搬入されない場合、自ら執行運搬、保管に要した費用の徴収	ハ 規定なし
ト 譲渡物品 関税法の適用について外国貨物とみなす。	ト
チ 譲渡物品の課税価格 その物品の税抜原価に於て、市中価格(関税+内国消費税+課徴金+通常取引費用)	チ
※ ニの1 無許可譲渡物品を更に譲渡した者が譲渡又は譲渡を営業と取者であるとき、連帯納税義務を負う。自動車に限定されない。	